

社会福祉法人 きしろ社会事業会
軽費老人ホーム きしろホーム 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人きしろ社会事業会の設置運営する軽費老人ホームきしろホーム（以下施設という）は、厚生労働省令第百七号（平成二十年五月九日）「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」の定める趣旨に基づき、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者が施設において安心して生き生きと明るく生活できることを目的とします。

(事業の運営方針)

第2条 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めるものとします。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健医療福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

(地域との連携等)

第3条 施設は、地域住民又はその自発的な活動との連携や協力によって地域との交流を図ります。

2 サービスの提供に関する利用者の苦情に対して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力します。

(職員の職種、員数)

第4条 施設は、下記の職種と人員によって職員を配置します。

- (1) 施設長 1名
- (2) 生活相談員 1名
- (3) 介護職員 4名以上
- (4) 看護師 1名
- (5) 栄養士 業務委託による
- (6) 事務員 1.5名
- (7) 調理員 業務委託による
- (8) 嘱託医 1名（非常勤）

2 前項のほか必要に応じその他の職員をおくこととします。

(職員の職務等)

第5条 施設の職員は、原則として専らその施設の職務に従事することとします。

- 2 施設長は、職員や職員の業務等を一元的に管理し、必要な指揮命令の下に、この規程内に定められる事項を遵守させる責任を負います。
- 3 生活相談員は、利用者の生活相談に応じ、適切な助言や必要な支援を行うとともに、次の各号の業務を行います。
 - (1) 利用者の居宅サービス計画や介護予防サービス計画を作成する居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者との連携。
 - (2) 利用者の苦情等の内容の記録。
 - (3) 利用者の事故の状況及びその際に施設の採った対応等について記録。
- 4 介護職員は、利用者の日常生活の介護、援助に従事します。
- 5 看護職員は、利用者の健康管理及び保健衛生指導、並びに嘱託医の指示による処置等に従事します。
- 6 栄養士は、利用者の状況に応じて適切な食事の提供にあたります。(業務委託)
- 7 事務員は、施設長の指示の下に庶務及び経理事務にあたり、必要な簿冊の管理を行います。
- 8 嘱託医は、施設長の依頼を受け、利用者の健康管理及び衛生指導に従事します。
- 9 調理員は、利用者の給食業務にあたります。(業務委託)
- 10 夜間及び深夜の時間帯を通して宿直ないし夜間及び深夜の勤務として、1名以上の職員を配置します。

(利用者の定員)

第6条 施設の利用定員は59名とする。

(利用料等)

第7条 施設の基本の利用料は「神奈川県軽費老人ホーム利用料等取扱基準」(平成21年4月15日高福第55号通知)に基づく次の各号とします。

- (1) サービスの提供に要する費用
- (2) 生活費(食材料費及び共用部分の光熱水費)
- 2 施設のその他の利用料は、次の各号とします。
 - (1) 利用者が選定する特別なサービスの提供に要する費用
 - (2) その他に日常生活に必要な費用で利用者の負担が適切と判断される費用

(利用者の資格)

第8条 施設は、次の各号の全てに該当する者に限り利用することができます。

- 2 年齢が60歳以上である者。但し、その者の配偶者、3親等内の親族その他特別な事情により、その者と共に利用することが必要と認められる場合はこの限りではありません。
- 3 家族と同居することが困難な者。
- 3 伝染病疾患がなく、かつ問題行動を伴わない者で共同生活が可能なる者。

- 4 生活費に充てることができる所得等があり、所定の利用料を継続的に支払うことが可能な者。
- 5 身元保証人が得られる者。ただし、真にやむを得ない特別の事情があると認められる場合は、この限りではありません。

(サービス提供の方針)

第9条 施設は、利用者が安心して生き生きと明るく生活ができるように、心身の状況や希望に応じたサービス提供を行うことを方針とします。

- 2 施設は、サービスの提供にあたっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者やその家族に対して、サービス提供を行う上で必要な事項について理解しやすいように説明します。
- 3 施設は、利用者等の生命や身体を保護するための緊急やむをえない場合を除き、利用者に身体的拘束等の行動を制限する行為を行いません。
- 4 施設は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間とその際の利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由について記録をします。

(相談・助言)

第10条 施設は、利用者の心身の状況や生活歴等を総合的に理解把握し、利用者又はその家族の相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行います。

(食事)

第11条 施設は、栄養ならびに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。

- 2 食事の提供は一日に三回とし時間は次の各号のとおりとする。ただし、施設の活動やその他の要因により時間を変更することがあります。
 - (1) 朝食 7時25分～8時45分
 - (2) 昼食 11時45分～12時45分
 - (3) 夕食 17時20分～18時30分
- 3 食事の提供場所は食堂とします。ただし、心身の状況その他の事情によって必要な場合には居室にて食事を提供する場合があります。

(行政機関手続援助)

第12条 施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等の手続について援助が必要な場合には、その利用者又は家族の意思を踏まえて必要な支援を行います。

(家族連携)

第13条 施設は、常に利用者の家族との連携を図り、交流の機会を確保するように努めます。

(外出機会確保)

第14条 施設は、利用者の外出の機会を確保するように努めます。

(入浴・入浴準備)

第15条 施設は、二日に一回以上の入浴の機会を提供し、利用者の清潔の保持に努めます。

(利用者活動への協力)

第16条 施設は、利用者の要望を考慮し適宜レクリエーション行事等を実施します。

(居宅サービス等の利用)

第17条 施設は、利用者が要介護状態等となった場合には、適切に居宅サービス等を受けることができるように必要な援助を行います。

2 施設は、利用者の心身の状況、入所中に提供できるサービスの内容等に照らし、施設において生活することが困難となった利用者に対し、本人及び家族の希望を十分に勘案して、その状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助を行います。

3 施設は、利用者の退所に際しては、居宅サービス計画又は施設サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者又は介護保険施設に対する情報提供に努め、その他保健医療福祉サービス提供者との密接な連携に努めます。

(緊急時の対応)

第18条 職員は、利用者から緊急の対応要請があったときは、速やかに適切な対応を行います。

2 利用者が予め緊急連絡先を届け出ている場合は、関係機関への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡します。

(入所・利用資格)

第19条 施設の利用対象者は、60歳以上で身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことに不安があり、家族による援助を受けることが困難な者となります。ただし、利用対象者の配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入所することが必要と認められる者も入所することができます。

(入所・利用申込み)

第20条 施設は、利用予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めます。

(面接調査等について、施設の必要状況に応じて定める)

(利用契約)

第21条 施設長は、利用を希望する者が利用するにあたっては、その利用者と利用契約を結びます。

(退去)

第22条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約を終了します。

(1) 入所者の死亡

(2) 入所者から契約解除届けの提出がありこれを受理したとき

(3) 次条の規定により利用契約を解除したとき

2 施設は、利用者の退所に際しては、居宅サービス計画又は施設サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者又は介護保険施設に対する情報提供に努め、その他保健医療福祉サービス提供者との密接な連携に努めます。

(利用契約の解除)

第23条 施設長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは利用契約を解除することができます。

(1) 不正又はいつわりの手段によって利用承認を受けたとき

(2) 正当な理由なく利用料を滞納したとき、又は支払うことができなくなったとき

(3) 身体又は精神的疾患等のため、施設での生活が著しく困難となったとき

(4) 承認を得ないで、施設の建物、付帯設備等の造作・模様替えを行い、かつ、原状回復をしないとき

(5) 前各号のほか、共同生活の秩序を著しく乱し他の利用者に迷惑をかけるなど、施設の生活が著しく不適當と思われる事由が生じたとき

(入院期間中の対応)

第24条 利用者が病院又は診療所に入院した場合、3カ月以内に施設での利用が可能な状態で退院すれば退院後も再び利用できるものとします。

(入所者の遵守事項)

第25条 利用者は、利用者相互の互助と互譲の精神に基づき、円満な共同生活の向上に努めるものとします。具体的には、重要事項説明書の記載のとおりします。

(居室の利用)

第26条 利用者は、施設から提供された専用居室について原状のまま使用することを原則とします。

- 2 利用者の心身の状況の変化に対応するために必要な居室の様態替えは、施設長の承認を必要とし、退去のときには利用者の責任において原状回復を行います。

(共用施設・設備)

第27条 共用施設・設備は、互譲の精神をもって利用することとします。

- 2 共用施設・設備の利用は原則として午前6時から午後19時30分までとします。
- 3 利用者は、専用居室以外の場所に私物を置いてはなりません。

(洗濯)

第28条 洗濯は、利用者又は利用者が居宅サービス契約によって洗濯を業務として委ねられた者が行います。

- 2 洗濯室の利用については、別に定める利用方法や時間に従うこととします。

(起床・就寝)

第29条 起床・就寝の時間は特に定めはありません。ただし、テレビ・ラジオ等の音量に留意するなど、ほかの利用者の生活に十分な配慮をしていただきます。

(外出及び外泊)

第30条 利用者は、外出または外泊しようとする時は、その都度、外出・外泊先、施設へ帰着する予定日時等を施設へ届け出るものとします。

(緊急時の対応要請)

第31条 利用者は、身体の状態の急激な変化などで緊急な事態が生じたときは、ナースコール等によりいつでも職員の対応を求めることができます。

(非常災害対策)

第32条 施設は、消火設備その他の非常災害に対して必要な設備を設け、非常災害に備える計画を立て、関係機関への通報や連絡体制を整備し、それらの定期的な職員への周知を行います。

- 2 施設は、非常災害に備え定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

(秘密の保持)

第33条 施設職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。

(個人情報保護)

第34条 施設は、業務上知りえた利用者又はその家族の個人情報について、別途定める個人情報取り扱い規程に従って、適正かつ適切に取り扱います。

(居宅サービス等の利用)

第35条 利用者は、入所後に身体状況の変化等により要介護認定を受けたときは、介護サービス、生活援助サービスを利用することができます。

2 前項の場合、サービスの利用にあたっては利用者の希望を尊重し、必要な助言を行う。

(健康保持)

第36条 施設は、利用者に定期的に健康診断を受ける機会を提供します。

2 施設は、利用者の健康保持に努めます。

(衛生管理及び感染症対策)

第37条 施設は、利用者の利用する食器等の備品及び設備や飲用水について衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。

2 施設は、感染症や食中毒を予防するために次の各号の措置を講じます。

- (1) 感染症や食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会開催し、その結果について介護職員その他の職員に周知を図ります
- (2) 感染症や食中毒の予防のための指針を整備します
- (3) 感染症や食中毒の予防のために、定期的に職員研修を行います
- (4) インフルエンザ等の感染症や食中毒の発生が疑われる際の厚生労働大臣が定める対処等の手順に沿い、適切な対応を行います
- (5) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに常に密に連携します
- (6) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めます

(協力医療機関)

第38条 施設は、利用の病状の急変等に備えるために、協力医療機関を定めます。

(事故防止対策)

第39条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号を定めます。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します

- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備します
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行います
- 2 施設は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）、利用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- 4 施設は利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

(虐待防止対策)

第40条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号を定めます。

- (1) 虐待が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された虐待発生の防止のための指針を整備します
- (2) 虐待が発生した場合又はその可能性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備します
- (3) 虐待発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行います
- 2 施設は、利用者に対するサービス提供により虐待が発生した場合は、速やかに県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）、利用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- 3 施設は、前項の虐待の発生及び状況に際して採った対応を記録します。

(身体拘束廃止対策)

第41条 施設は、身体拘束を廃止するため、次の各号を定めます。

- (1) 身体拘束が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された身体拘束廃止の指針を整備します
- (2) 身体拘束の対応が必要な事態が発生した場合又はその可能性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた対応策及び改善策について、職員に周知徹底する体制を整備します
- (3) 身体拘束廃止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行います
- 2 施設は、利用者に対するサービス提供により身体拘束が発生した場合は、速やかに県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）、利用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- 3 施設は、前項の身体拘束の発生及び状況に際して採った対応を記録します。

(苦情処理・解決)

第42条 施設は、施設が提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口を設けて必要な措置を講じます。

2 施設は、前項の苦情の内容等を記録します。

3 施設は、提供するサービスに関し県から指導又は助言を受けた場合には、それらに従い必要な改善を行います。

4 施設は、前項の改善の内容を県に報告します。

5 社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力します。

付則

この規程は平成23年8月1日 施行する。

この規程は令和5年12月1日 改正し適用する。